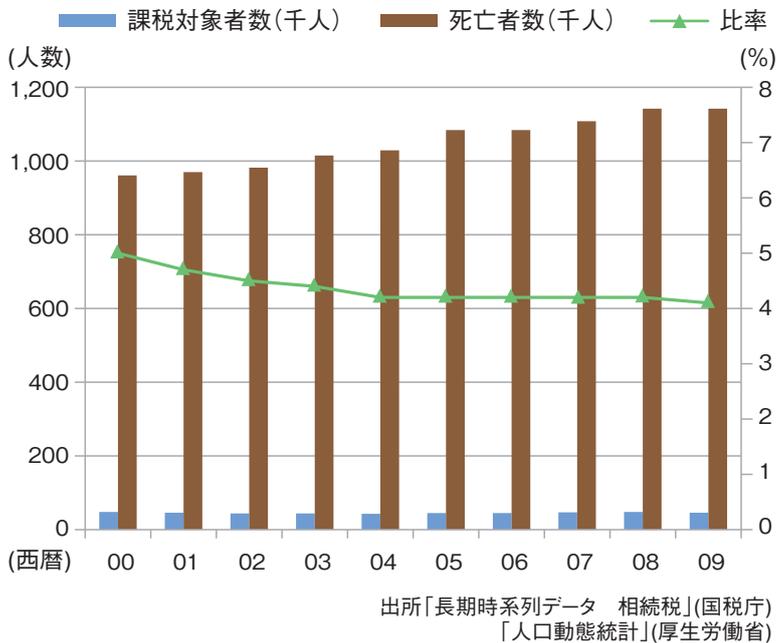


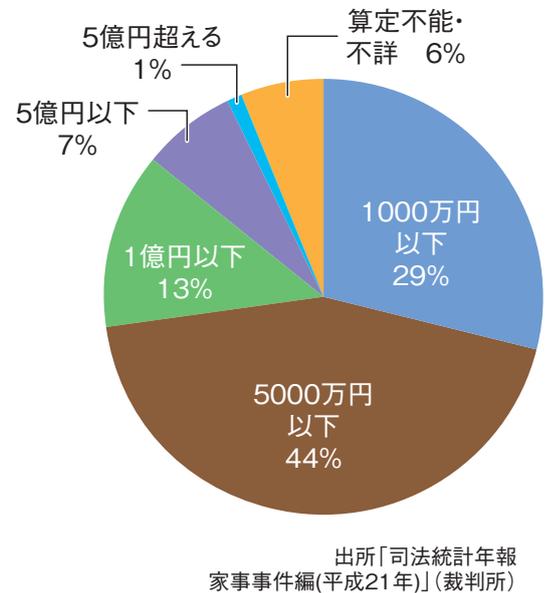
自分と家族を幸せにする相続準備

1. 相続のトラブルは増えている

【図表1】相続税の課税対象者



【図表2】2009年の遺産分割事件での遺産金額



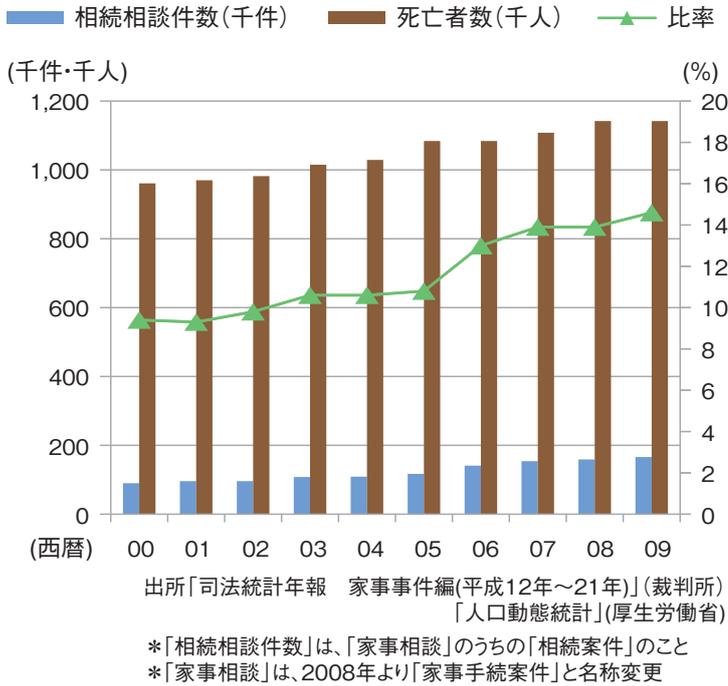
相続で問題というとき相続税をイメージする人が多いかもしれませんが、死亡者(=被相続人)に対して相続税の課税対象者の割合は2000年で5%、2009年にはさらに下がって4.1%に過ぎません。大多数の人は相続税を支払わなくても良いのです。ただし、政府は税収不足から相続税が増税方向に転じているので注意が必要になります。

では、相続税の支払いがなければ、相続に問題は発生しないのでしょうか？もちろん、そうではありません。むしろ、相続税の支払いよりも、遺産分割で問題が発生することが多いのです。遺産分割について相続人の間で話し合いがつかないと、家庭裁判所で調停を申し立てて解決を図ることになります。これについては、司法統計がまとめられています。この統計から、どの程度の遺産金額でトラブルが発生しているのか見てみましょう。

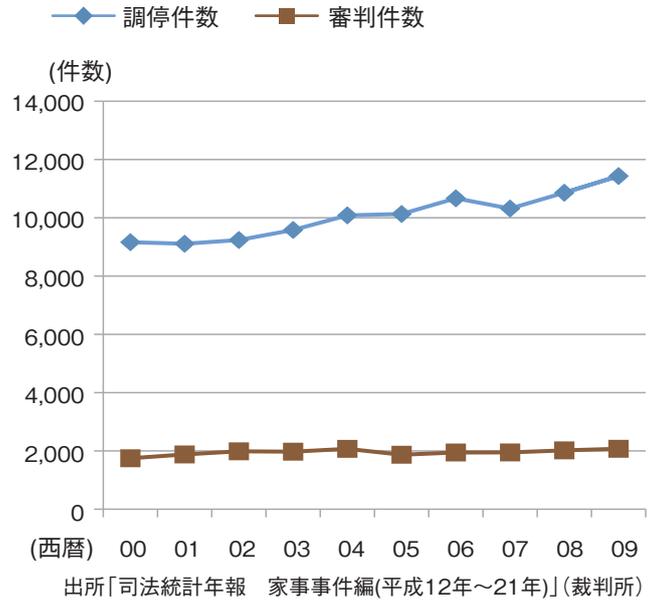
2009年に調停が申し立てられた遺産分割事件のうちで調停成立もしくは認容された事件の遺産金額を見ると、5000万円以下(1000万円以下29%と5000万円以下44%の合計)の案件で73%を占めています。2009年時点での相続税法では基礎控除額(相続税は、遺産金額から基礎控除額を差し引いた金額に対して掛かります)が「5000万円+1000万円×法定相続人」なので、5000万円以下の遺産しかなければ相続税は全く掛かりません。つまり遺産分割は、相続税が掛からなくても家庭裁判所に解決を委ねないといけないほど、大きなトラブルに発展することがあるのです。

相続で問題が発生しても、家庭裁判所にまで持ち込まれることは滅多にないのではないかとされているかもしれませんが、相続に関して家庭裁判所に寄せられる相談件数は、死亡者数(被相続人数)を上回るペースで増えています。死亡者数(被相続人数)は2000年の961,653人から2009年の1,141,865人と1.2倍になっていますが、同じ期間に相続相談件数は2000年の90,062件から2009年の166,218件と1.8倍にまで膨らんでいます。

【図表3】 相続相談件数と被相続人件数



【図表4】 遺産分割事件数



死亡者数（被相続人数）に対して、相続相談が家庭裁判所に寄せられた件数の割合を見てみましょう。2000年時点で既に9.4%もありましたが、年々その割合は上昇し2009年には14.6%にまで増えています。同じ案件で複数回の相談をされているケースもあると考えられるので一概には言えませんが、相続が10件あれば1.5件は家庭裁判所に相談しなければならないようなトラブルになる可能性があるということになります。

親の資産が子供の代に移るときには、父親からの相続と母親からの相続の2回の相続が発生しますし、配偶者も親から相続を受けます。また、配偶者が自分よりも先に亡くなれば、配偶者からの相続も発生します。このように考えていくと、相続を受け取る立場では5回の相続を経験することになります。さらに、自分の亡くなった時のことを考えると6回の相続の関与することになります。

自分が関与する6回の相続のうちで1回でも問題が発生すれば1/6≒16.7%となります。2009年の死亡者（被相続人数）に対する相続相談件数の割合は14.6%でした。これは、6.8人に1件の割合で相続相談があるということです。つまり、自分が関与する6回の相続のうちで1回は家庭裁判所に相談しなければならないような事態になる可能性があるということになります。

相談に止まらず、家庭裁判所に実際に申し立てられる相続関連の調停や審判も年々増えています。相続関連の調停や審判には、「祭祀の継承者の指定（系図・仏壇・お墓などを祭祀財産と言い、これを亡くなった人に代わって管理していく人を「祭祀の継承者」と言います）」や「寄与分を定める処分（介護など生前に行った亡くなった人に対する貢献を「寄与分」と言います）」などがあります。この中でも、家族間・親族間でトラブルが大きくなりがちで、申し立てられる件数も多い「遺産の分割に関する処分」について、件数の推移を見てみましょう。

遺産分割の調停件数は 2000 年の 9,162 件から 2009 年の 11,432 件と 1.2 倍になっています。遺産分割の審判件数は 2000 年の 1,748 件から 2009 年の 2,073 件とこちらもほぼ 1.2 倍になっています。死亡者数（被相続人数）に比例して遺産分割の件数は増えています。

2009 年の死亡者数（被相続人数）に対する調停件数の割合は 1.0% です。2009 年の遺産分割の調停件数に対する遺産分割の審判件数の割合は 18.1% です。調停に入る前に弁護士を立てて話し合いを行うことが多いので、問題が発生した相続案件よりもかなり調停の件数は抑えられているようです。しかし、調停を申し立てた事件のうち 5.5 件のうち 1 件（18.1%）は審判まで進むほどこじれてしまうということです。

相続に関して家庭裁判所にお世話になることは、遺産分割以外にもあります。司法統計から 2009 年の「相続と遺言」に関連する「調停と審判」の合計の件数を拾ってみると 213,077 件になり、2009 年の相続相談件数である 166,218 件を超えます。同じ案件で複数の申し立てをする場合や、相談をせずに調停や審判を申し立てることもあるからです。しかし、重複する案件があることを考慮しても、相続に関連して家庭裁判所のお世話になることは思ったよりも多そうです。

では、相続に関して家庭裁判所にお世話になることは为什么呢。司法統計から「相続と遺言」に関連する「調停と審判」で件数が多い上位 5 位を見てみましょう。最も多いのは「相続の放棄の申述の受理」の審判で 156,419 件です。2 位は「遺言書の検認（遺言書の開封を確認してもらうこと）」の審判で 13,962 件、3 位は「相続財産管理人専任等（相続人不明分）」の審判で 12,883 件、4 位は「遺産の分割に関する処分」の調停で 11,432 件、5 位は「相続の承認又は放棄の期間の伸長」の審判で 5,658 件になります。

コラム

遺産分割事件の裁判所で解決方法：調停、審判、認容ってなに？

遺産分割について当事者同士（場合によっては、代理人として立てた弁護士）で話し合いがつかない場合は、家庭裁判所で解決を図ることになります。

家庭裁判所は、家庭のトラブルを主に扱います。家庭内のトラブルは、法律的な観点で判断するよりも、円満に解決することを第一に考えることが必要です。このため、家庭裁判所では調停委員という第三者が間に入って、話し合いをすることになります。これを「調停」と言います。調停では、当事者が一堂に会することは少なく、調停委員が交互に当事者の話を聞き、妥協できそうな調停案を提示していきます。調停がまとまった場合を「調停成立」と言い、強制力がある調停調書が作成されます。

調停には、内容によっていくつかの種類に分かれています。遺産分割事件は、「乙類調停」に分類されます。乙類調停は「調停不成立」の場合は、審判手続きに移行します。乙類調停に分類される事件は、審判から申し立てることも可能です。しかし、その場合でも家庭裁判所が、調停で解決したほうが良いと判断すると、調停から始めることになります。

調停は当事者による任意の話し合いですが、審判は家事審判官が当事者から提出された書類や家庭裁判所調査官が行った調査の結果に基づいて判断を決定します。申し立てが適法で、遺産分割をすべだと認められた場合は「認容審判」となります。

申し立てが不適法もしくは遺産分割の必要がないとされた場合は「却下審判」となります。申し立てをした人は、審判の確定前であれば審判

の申し立てを取り下げすることもできます。

認容審判、却下審判のいずれでも不服がある場合は2週間以内であれば不服の申し立て（「抗告」と言います。不服申し立ての期限がある抗告を「即時抗告」と言います）ができ、高等裁判所で再審理（「抗告審」と言います）をしてもらうことが出来ます。不服の申し立てをしないで2週間が過ぎた場合や高等裁判所で不服申立てが認められなかった場合には審判は確定します。

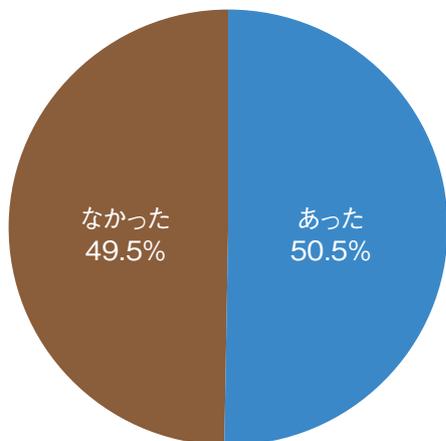
「訴訟」が一般に「裁判」とイメージされている手続きです。訴訟では、当事者から提出された証拠書類や証人の証言により、裁判官が法律に基づいた判断を行います。訴訟は公開されます。一方、調停や審判は非公開で行われます。家庭内のトラブルはプライバシーを保護する必要や、円満に解決することが第一であるため、訴訟とは違い非公開で行われるのです。調停、審判、訴訟のいずれの手続きが取れるかについては、内容によって法律で定められています。

司法統計では、「家事相談」の件数も統計が取られています（平成20年1月からは「家事手続案内」に名称が変更されました）。家事相談は、トラブルを解決するために家庭裁判所が利用できるか、利用できる場合には手続きはどのようにすればよいかを、家庭裁判所に相談することです。1件につき20分以内を目安に相談に乗ってもらえます。

相続が「争族」とならないように、相続税が掛かる掛からないに関わらず事前の準備が必要ですね。

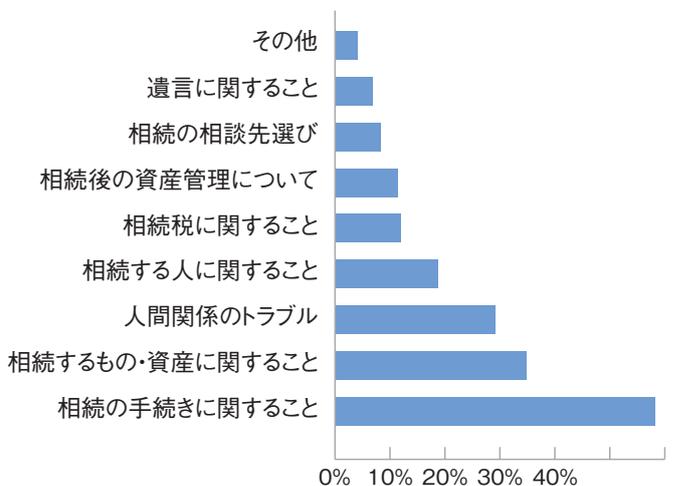
2. 相続は発生してから対応すると後悔する

【図表5】 自分か配偶者に相続の経験のある人
相続で困ったこと・大変だったことはありますか？



出所「ミセスの相続に関する調査(2009年12月)」
(サンケイリビング新聞社)

【図表6】 相続で困ったこと・大変だったことが「あった」と
回答した人 どのようなことでしたか？



出所「ミセスの相続に関する調査(2009年12月)」
(サンケイリビング新聞社)

家庭裁判所にまで行かないまでも、相続に関して困ることはあります。サンケイリビング新聞社がリビング新聞のウェブサイトで行った「全国の既婚女性に自分自身と配偶者の相続」についてのアンケート調査があります。これを見ると、自分か配偶者で相続を経験した人が「相続で困ったことがあった」と回答した割合は50.5%でした。

配偶者側の相続にはあまり関与しないこともあります。父親が亡くなった段階での相続は母親がすべて相続することも多いのですが、この場合はその段階では問題は発生しません。このように考えると、自分自身が相続手続きや遺産分割に本格的に関わり合う相続の場合は、かなり確率で困ったことが発生することを覚悟したほうが良さそうです。

「相続で困ったこと」は、1位が「相続手続き」で58.3%、2位が「相続する資産」で34.9%、3位が「人間関係トラブル」で29.2%、4位が「相続する人」で18.8%、5位が「相続税」で12.0%になっています。

「相続手続き」については、「相続が発生してから勉強すればよい」と思われるかもしれませんが。「相続する資産」、「人間関係トラブル」などは相続が発生してから表面化することも多いので、「そのときになって対応するしかない」と思う方が多いかもしれません。しかし、相続が発生してからでは間に合わないことも多いのです。それは、以下のようなことがあるからです。

- ① 相続には期限がある
- ② 納税対策・分割資金対策には時間がかかる
- ③ 手続きには準備が必要
- ④ 記録が必要
- ⑤ 被相続人が配慮すべきこと（被相続人自身に関連すること）
- ⑥ 被相続人が配慮すべきこと（相続人に関連すること）

- ⑦ 話し合いには時間がかかる
- ⑧ 自分（被相続人）に何かあってからでは遅い

① 相続には期限がある

まず、考えなければならないのが、「① 相続には期限がある」ということです。特に注意をしないとイケないのは、「相続を放棄するとき」と「相続税の支払いが必要なとき」です。

相続の放棄は相続開始から 3 か月以内にしなければなりません。被相続人に借金があるかどうか早期に確認して、相続放棄するかどうか決めなければなりません。被相続人が債務の連帯保証人になっているときは、特に注意が必要です。連帯保証債務は、相続の時点では債務金額が確定しないので、相続税の支払いの時に他の資産と相殺ができません。

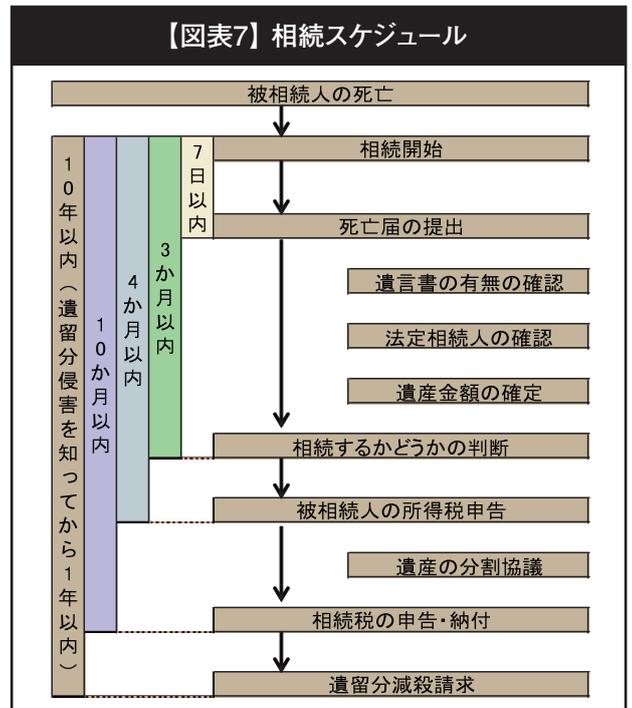
相続の支払いは、相続開始から 10 か月以内にしなければなりません。相続税の支払い期限までに遺産分割協議が終わっていない場合は、「小規模宅地等の特例」や「配偶者の税額の軽減の特例」などの相続税が軽減できる特例の適用が受けられません。このため、相続開始から 10 か月以内に、遺産分割を済ませておかないといけません。

相続税の支払いの必要がないときも、相続税の申告期限を意識して遺産分割の話を進めた方が良いでしょう。期限がなければ、話し合いの決着をつけられなくなることが多いからです。話し合いの決着がつかないときに、不動産を共有名義にすることがありますが、これは避けなければなりません。共有名義の不動産は売却や活用が難しいですし、相続を重ねるたびに所有関係が複雑になっていくからです。

相続が発生した後は、お葬式もありますし、様々な手続きもあるので、時間はあっという間に過ぎていきます。悲しみから、やるべきことがあっても、手を付ける気にならないこともあるでしょう。このため、相続後はあまり時間がないと思っておかなければなりません。

② 納税対策・分割資金対策には時間がかかる

相続税の納税と遺産を分割するための資金を用意するには時間がかかります。相続税の納税については、2段階のステップで対策を考えます。1段階目が「相続財産の圧縮」です。現金は額面通りの金額で評価されますが、土地は時価の 70% 程度の路線価で評価されます。さらに、土地を人に貸していれば借家権を差し引いた金額に対してしか相続税はかかりません。このため、相続税対策としてアパートを建てる人がいるのです。



また、1年間で贈与する金額110万円までであれば、贈与税はかかりません。これを利用して、何年にもわたって親の資産を子供に移している人もいます。

【図表8】世帯主の年齢階級別1世帯当たり家計資産(二人以上の世帯)

| | 金額(万円) | | | | 構成比 | | |
|-------|--------|------|-------|--------|------|-------|--------|
| | 合計 | 金融資産 | 不動産資産 | 耐久消費財等 | 金融資産 | 不動産資産 | 耐久消費財等 |
| 30歳未満 | 854 | -38 | 776 | 116 | -4% | 91% | 14% |
| 30歳代 | 1400 | -262 | 1532 | 130 | -19% | 109% | 9% |
| 40歳代 | 2395 | 74 | 2190 | 131 | 3% | 91% | 5% |
| 50歳代 | 3710 | 927 | 2643 | 140 | 25% | 71% | 4% |
| 60歳代 | 4925 | 1785 | 3004 | 136 | 36% | 61% | 3% |
| 70歳以上 | 5024 | 1860 | 3069 | 95 | 37% | 61% | 2% |
| 平均 | 3588 | 947 | 2514 | 127 | 26% | 70% | 4% |

出所「平成21年全国消費実態調査」(総務省)

2段階目が「相続税の支払い対策」です。日本人の保有している資産は、70%が不動産です。相続税は物納もできますが、現金がある場合は現金を先に支払わなければなりません。有用な資産を相続したいと考えるのであれば、納税分の現金を用意する必要があります。そのためには、活用度が低い土地を処分して現金化しておかなければなりません。土地や証券などを処分するだけでは納税資金が足りそうになれば、生命保険への加入やアパート経営により納税資金を準備していくことが必要です。

遺産を分けるときにも、お金を準備しなければならないときがあります。不動産を相続するときです。共有名義を避けようとすれば、不動産を相続しない人には不動産の価値に見合った現金を用意しなければなりません。

③ 手続きには準備が必要

相続の発生に伴って様々な手続きが必要になります。死亡届・世帯主変更届などの基本的な手続きの他、生命保険・退職金などをもらうための手続き、家・自動車保険・株券などの名義変更の手続き、携帯電話・クレジットカードなどの解約手続きが必要になります。

特に困るのが、預貯金口座です。金融機関に相続が発生したことが伝わると、被相続人名義の口座からお金の引き出しが出来なくなります。口座からお金を引き出すには、相続人全員の合意が必要なうえ、相続人全員の実印・印鑑証明書など書類を準備しなければなりません。

手続きがスムーズに進められるように、銀行通帳・生命保険証書などの保管場所、手続きの種類・手続きごとに必要となる書類などを把握しておくことが必要です。これらのことを被相続人から生前に聞いておかないと、手続きをするときに困ることになります。

④ 記録が必要

被相続人の娘が介護をするために被相続人の銀行口座からお金を引き出すと、遺産分割協議の際に他の子供から使い道について聞かれることがあります。このとき、お金の使い道を記録がないと、「介護以外の目的で使ったのではないか」と非難を受けることになりかねません。このように、相続発生前から記録をとっておかないと困ることがあるのです。

⑤ 被相続人が配慮すべきこと（被相続人自身に関連すること）

被相続人が可愛がっていたペットは、面倒を見てくれる人を決めておかないと残された家族で困ることになります。同居していた人がいればよいですが、そうでなければ引き取り手を決めておかないとペットは保健所に引き取られることになってしまうかもしれません。

仏壇やお墓のことも大事です。長男が家を継ぐ時代ではなくなりました。仏壇は、同居家族がいれば大きな問題はないかもしれませんが。子供が娘しかいなくて、その娘が長男に嫁いでいるときなどは事前に話をしておいた方が良いでしょう。お墓はどうでしょうか。先祖代々のお墓に入るのであれば、お墓を用意しておく必要があります。お墓は管理費を支払わないと永代使用権を取り消されることになるので、お墓を守ってもらおうと思っている人に自分の思いを伝えておいた方が良いでしょう。

⑥ 被相続人が配慮すべきこと（被相続人自身に関連すること）

遺産を分割するときには、「被相続人から相続人への援助」と「相続人の被相続人への貢献」を考慮しないと、不公平が生じます。例えば、住宅資金や学費を他の相続人よりも多く受けた相続人は、他の相続人からすれば「相続財産を前もってもらっているのに、その分相続財産の取り分を減らすべきだ」ということになります。逆に、被相続人の介護をした人は、相続財産の取り分を増やしてほしいと思うかもしれません。

相続人の間で、配分についての考え方が対立しそうな場合は、被相続人が遺言書を書いておかないとスムーズに手続きを進めることはできないのです。

遺産分割によって生活に大きな影響を受ける相続人がいる場合も、被相続人が遺言書を書いておけば問題を小さくできます。「自宅」か「事業」を相続する人がいる場合に、問題が発生することが多いでしょう。自宅しか大きな資産がない場合は、相続人に均等に資産を分けるためには自宅を処分しなければなりません。

相続する資産の大半を事業に活用している場合も、均等に分けてしまうと事業に支障が出てしまいます。農業でも、自宅を利用して行っている事業でも、株式会社で行っている事業でも問題は発生します。株式会社の場合は、株を均等に分ければ良いように思うかもしれませんが、しかし、株が分散すれば、経営の意思決定がスムーズに行うことが出来なくなるので、事業を継承した人は苦労することになるのです。

⑦ 話し合いには時間がかかる

①～⑥の内容を被相続人が一人で準備すればどうなるのでしょうか。相続税の納税に必要な資金を準備する。エンディングノートを準備し、預貯金口座・不動産・保有株式などをすべて書き込み、通帳・生命保険証書の保管場所なども記録しておく。永代供養墓を申し込み、生前に永代供養に必要な費用の支払いを済ませる。遺言書を書いて、遺産分割方法について決めておく。被相続人が万全の準備をしておけば、被相続人と相続人の話し合いや相続人同士の話し合いは必要がなさそうにも思えます。

しかし、被相続人だけで準備をしても問題は発生するのです。例えば、遺言書が2通出てきたときです。日付が新しい方の遺言書が有効なのですが、「遺言書は偽造されたものだ」と訴えることもあり、簡単には決着が付きません。遺言書に書かれた内容を相続人が拒否するケースもあります。例えば、ペットの世話です。遺言書で書かれた人がペットの世話を引き受けなくても、法律では罪に問えないのです。遺留分（法律で定めている相続人の最低の取り分）を侵した遺産分割も、相続人が拒否することが出来ます。永代供養墓を申し込んで規定のお金を支払っても、実際には10回忌まで、20回忌までといった内規があることが多く、管理費を払う人がいなくなれば、文字通りの永代供養になる保証はありません。

被相続人と相続人、相続人同士の話し合いが必要なのです。被相続人の思いが相続人に伝われば、相続人も被相続人の思いを守ってくれるでしょう。思いが伝わりそうになれば、被相続人は生前であれば対策を取ることが出来ます。

相続人同士の話し合いも大切です。長男が「田舎の付き合いも絶やさないようにするし、親父・お袋の墓も俺が責任を持つ。だから、財産は俺に継がせてほしい」と言えば、二男や三男は納得することもあります。均等に相続するのであれば、お墓の管理や介護についても話し合いをしておかないと喧嘩になってしまいます。均等に相続する場合にも話し合いは必要なのです。それぞれの思いを良く話し合っておけば、たいいてい場合は全員が納得できる落ち着いたところが見つかるものです。

相続が発生してから話し合いを持とうとしても、当然ながら被相続人は話し合いには参加できません。また、相続が発生した後で、相続人同士の主張がぶつかり合うと収拾がつかなくなります。例えば、介護をした子供がその寄与分を主張しても、少しでも取り分が欲しい相続人がいれば簡単には認めないでしょう。

話し合いには多くの場合、時間がかかります。お互いの思いを摺合せするには時間が掛かりますし、思いを摺合せにしても相続人が一堂に会する機会があまりないと思った以上に話し合いに時間がかかります。相続はまだ先だと思っけていても、早くから話し合いをしておいた方がよいでしょう。

⑧ 自分（被相続人）に何かあってからでは遅い

人生には何かあるかわかりません。事故や脳溢血で突然死んでしまうこともあります。認知症になるかもしれないし、植物人間になる可能性もないとは言えません。こうなってからでは、自分の思いを伝えることはできません。

自分の思いが残せないだけであれば、まだ良い方です。高齢者が悪徳リフォーム業者や詐欺の被害にあっ

たというニュースが流れることがあります。高齢者になると、自分が思っている以上に対応力が弱くなり、心にも隙間ができるものです。このため、犯罪に巻き込まれて、大切な老後の資金を失うこともあるのです。

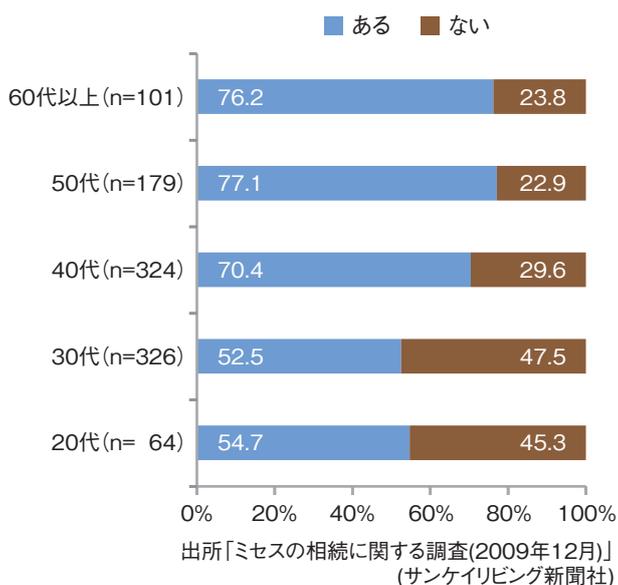
認知症が重くなると、献身的に介護をしてくれていた家族も、十分な介護ができなくなることもあるでしょう。「チューブにつながれて命を長らえるだけの状態になるのは嫌だ」と普段から言っていたとしても、家族は医者から「延命治療をやめて本当にいいですか」と何度も念を押されると延命治療に同意してしまうこともあります。準備がなければ、自分が望まないような状態になる可能性はあるのです。

遺言書やエンディングノートに、自分の思いを書いておけば回避できることもあるでしょう。万全を期すのであれば、さらに「財産管理等の委任契約書」、「任意後見契約書」、「尊厳死の宣言書」を公正証書にしておけばよいでしょう。

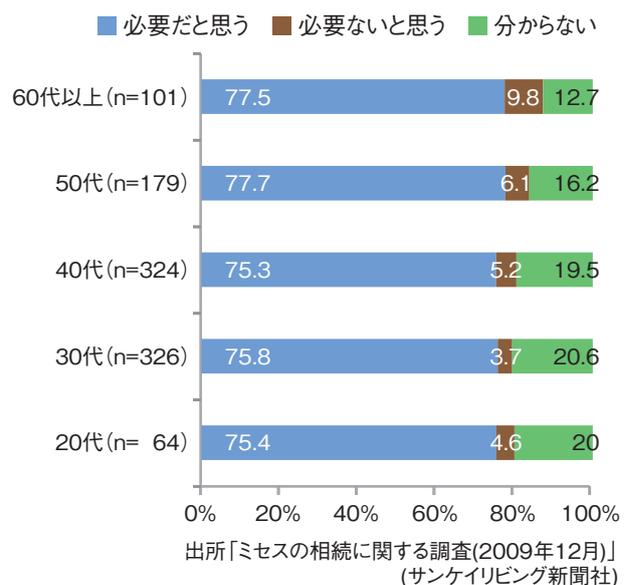
「財産管理等の委任契約書」を結んでおけば、体が不自由になった時に財産管理や入院手続きを代行してもらうことができます。「任意後見契約書」を結んでおけば、認知症なっても、悪徳商法に巻き込まれても財産を失う危険から身を守ることできますし、家族が介護施設に入れることを敬遠する場合でも自分の意思を通すことができます。「尊厳死の宣言書」があれば、無用な延命治療を拒否することができます。

任意後見制度では、家庭裁判所によって選任された任意後見監督人が、任意後見人の仕事をチェックすることになっています。さらに、任意後見監督人からの報告を通じて、家庭裁判所も任意後見人の仕事を間接的にチェックする仕組みになっています。このような仕組みであれば、安心できますね。

【図表9】あなたは「相続」について考えたことがありますか



【図表10】「相続」について家族で話すことは必要だと感じますか



相続には色々な準備や話し合いが必要だと実感頂けたと思いますが、いざ相続の話をしようとする抵抗を感じる人も多いのではないかと思います。しかし、多くの人が相続について家族で話したいと思っている

のです。ここで、またサンケイリビング新聞社が行った「全国の既婚女性に自分自身と配偶者の相続」についてのアンケート調査を見てみましょう。

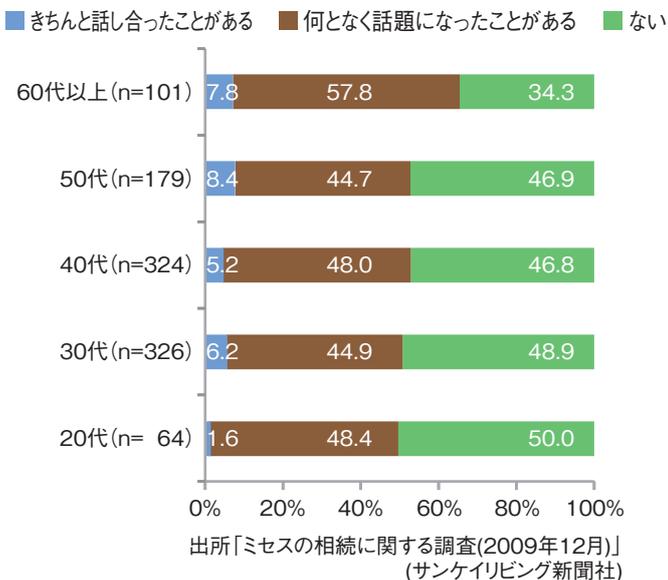
「相続について考えたことがある人」は20代でも54.7%あり、若い年代が相続に半数以上の人は相続に関心があることがわかります。50代では77.1%、60代以上では76.2%となっていることから、相続が実際に発生しそうな年代になると相続についてほとんどの人が考えるようになるようです。

「相続について家族で話す必要」については、どの年代でも「必要だと思う」と回答している人が75%以上になっています。「必要ないと思う」と回答している人は、60代以上で9.8%と若干高くなっていますが、他の年代では5%前後しかありません。

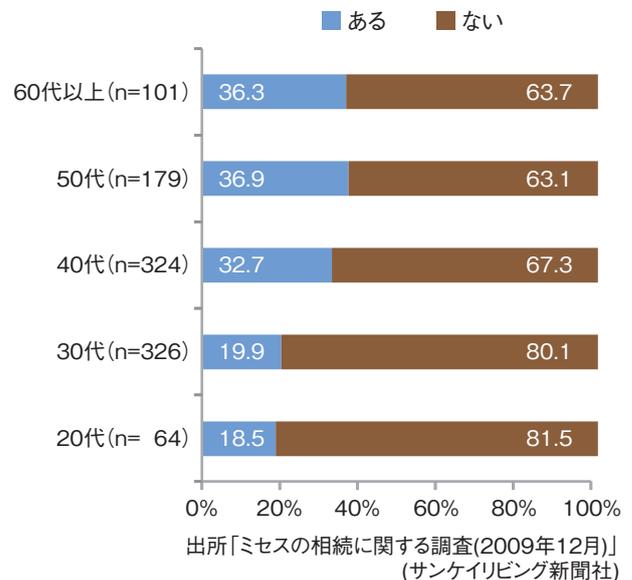
「必要ないと思う」、「わからない」と回答した人のフリーコメントをみると、「相続するほどの財産がない」、「両親がすべて使えば良い」、「子供に頼れないので、自由に使いたい」といった「相続=財産」と考えている意見が多いようです。また、「法に従い平等にすれば良いと思う」、「状況が変わるので前もって決められない」といった話し合うべき内容のイメージがわいていないような意見もありました。「親が死ぬことを前提に話すのは悪い」といった親の感情を気遣っているコメントもありました。

これらのコメントをみると、「必要ないと思う」、「わからない」と回答している人は、知識が不足しているか、親に遠慮しているようです。みなさんの中にもこのような考えで、話し合いをしていなかった方がいるのではないのでしょうか。しかし、これは違っていることは、ここまでのお話で間違いだとお分かり頂けているでしょう。財産が少なくても、相続では問題が起こります。相続は財産のことだけではありません。相続の話し合いでは、被相続人となる方の希望も良く聞いておくことも重要です。そもそもどの年代でも、相続の話し合いの必要性を大多数の人が感じているので、遠慮せずに話し合いの機会を持つべきでしょう。

【図表11】 家族で「相続」について話し合ったことはありますか



【図表12】 「相続」について情報を集めたことがありますか



では、実際に家族で相続について話し合ったことがある人は、どのくらいいるのでしょうか。同じアンケート調査で見てください。50代まではほぼ半分の方が「話し合ったことがない」と回答しています。60代以上になると「ない」という回答は34.3%にまで下がります。しかし、60代以上になっても「きちんと話し合ったことがある」という方は7.8%に過ぎません。相続について家族で話すことが必要だと思っても、実際にきちんと話し合うことは難しいようです。

同じ調査で家族での話し合いに障害にあることについても聞かれています。60代以上では「特に障害はない」が57.7%で最も多く、2位の「知識がない」は15.4%、3位は同率で「きっかけがない」と「時間がない」で9%と2位以下の障害はわずかです。特に理由なく、話し合う機会を先延ばしにしているという方が、多いようです。これは、相続で話し合うべきことが見えていないから、

話し合うのは自分一人で難しいのですが、情報を集めることは一人できます。では、相続について情報を集めたことがある人がどれくらいいるのでしょうか。「ある」と回答した人は、20代、30代では20%を切っています。しかし、40代でも32.7%、50代でも36.9%、60代以上でも36.3%に過ぎません。

注文住宅の購入であれば、「子供が小学校に上がるので、部屋が足りない」、「住宅ローン減税があるうちに購入したい」といった具体的に検討すべき理由があることが多いのですが、相続の場合は具体的に検討すべき理由を見つけにくいので、相続についての関心が高いにも関わらず、具体的な行動（話し合いや情報収集）を先延ばしにしている人が多いのではないかと考えられます。

しかし、相続は「2. 相続は発生してから対応すると後悔する」で説明しましたように、本当は準備を前もってしないと後悔することになってしまうのです。準備と言ってもいきなり話し合いから始めるのは得策ではありません。アンケート結果からも推測できますが、何の準備もなく家族で話し合いの機会を持ったとしても、「なんとなく話題になったことがある」程度で話が終わってしまうからです。相続で発生する問題を具体的に検討してから、家族の話し合いの機会を持った方が良いでしょう。

3. 「相続について話したい」とみんなが思っている

「2. 相続は発生してから対応すると後悔する」で準備の面から相続の問題を整理をしましたが、相続で発生する問題をより深く理解するために、相続問題の中でも問題が大きくなることが多い遺産分割について、以下のことを考えてみましょう。

- ① 遺産配分方法についての意識の変化
- ② 法定相続人には遺留分がある
- ③ 特別受益・寄与分
- ④ 財産評価

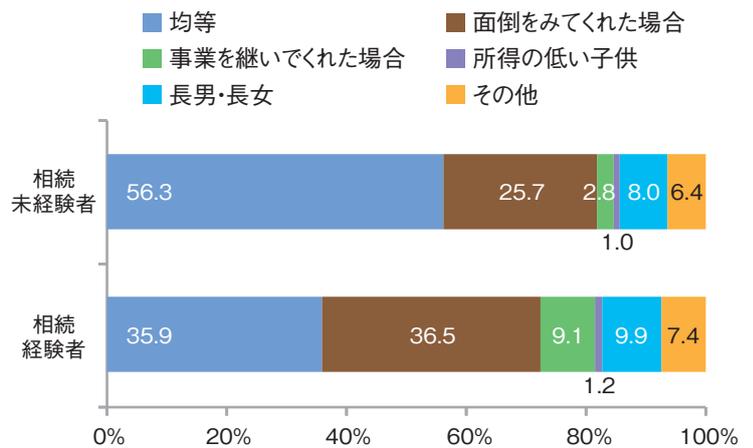
① 遺産配分方法についての意識の変化

遺産分割で問題が発生するのは、相続の考え方が変わってきたことが一つの要因です。家の意識が強い時代は、長男が自宅を含めてすべての財産を引き継ぐ代わりに、親の介護やお墓の管理などを引き受けることになっていました。明治時代に出来た旧民法では家督制度が定められていて、家督を継いだものが財産も継承することになっていました。法律で、家督を継ぐ者（多くの場合、長男）が財産を継承することになっていたのでした。

しかし、戦後に民法が大幅に改正されて、子供の相続の権利は均等になりました。ゆうちょ財団の調査を見ると、「残したい遺産の分配方法」で「長男・長女」が占める割合は相続未経験者で 8.0%、相続経験者でも 9.9% と高くありません。家督制度の考え方は、ほとんど残っていないと言えるでしょう。

この調査では「均等」という分配方法は、相続未経験者では 56.3% と 1 位ですが、相続経験者では 35.9% と 2 位になっています。「配分方法」の考え方は、経験によりかなり影響されるようです。相続経験者の「均等」の割合が少なくなることから、相続未経験者の段階で「均等」と考えている人も相続を経験すると変わる可能性が高いと言えます。具体的に相続のことを考えてみないと、実際の配分方法は決まらないということでしょう。

【図表13】 残したい遺産の分配方法



出所「遺産動機と相続経験（郵政研究所月報 2003年3月）」
（第二経営研究部研究官 高橋 朋一）
元資料「第7回家計における金融資産選択に関する調査（H13）」
（ゆうちょ財団）

「自分が受けた分配方法」と「自分が期待する分配方法」のマトリクスを見ると、被相続人側の財産の分配方法について考え方がより一層わかります。自分が受けた分配方法が「均等」の場合は期待する分配方法でも「均等」が 1 位で 64.9% です。自分が受けた分配方法が「面倒を見てくれた子供」の場合は期待する分配方法でも「面倒を見てくれた子供」が 1 位で 54.1% です。自分が受けた分配方法が「事業を継いだ子供」の場合は期待する分配方法でも「事業を継いだ子供」が 1 位で 41.4% です。自分が受けた分配方法が「長男・長女」の場合は期待する分配方法でも「長男・長女」が 1 位で 40.0% です。このデータを見ると被相続人は、自分が受けた分配方法が最も良いと考える傾向があるようです。

自分が受けた分配方法では、「均等」が 30.5% で 1 位、「面倒を見てくれた子供」が 28.4% で 2 位、「事業を継いだ子供」が 12.2% で 3 位になっています。実際の相続での分配方法は「均等」が 1 位にはなっていますが 30.5% と 1/3 程度なので、必ずしも均等に配分されているわけではことがわかります。

相続の分配では、被相続人の意思や相続に当たっての事情が影響するのです。均等に配分しない場合は、相続人が納得できる理由がないと争いになってしまうので、きちんとした準備が必要です。

【図表14】「自分が遺産相続を受けた分配方法」と「自分が子供へ期待する分配方法」 (%)

| 自分が受けた分配方法別の相続経験者の割合 | 自分が期待する分配方法 | | 均等 | 面倒をみてくれた子供 | 事業を継いだ子供 | 所得の低い子供 | 長男・長女 | その他 | 合計 |
|----------------------|-------------|--|------|------------|----------|---------|-------|------|-------|
| | 自分が受けた分配方法 | | | | | | | | |
| 30.5 | 均等 | | 64.9 | 15.3 | 1.8 | 1.8 | 8.1 | 8.1 | 100.0 |
| 28.4 | 面倒をみてくれた子供 | | 23.3 | 54.1 | 5.3 | 1.5 | 9.8 | 6.0 | 100.0 |
| 12.2 | 事業を継いだ子供 | | 19.0 | 34.5 | 41.4 | 0.0 | 5.2 | 0.0 | 100.0 |
| 0.4 | 所得の低い子供 | | 33.3 | 33.3 | 0.0 | 0.0 | 33.3 | 0.0 | 100.0 |
| 9.1 | 長男・長女 | | 20.0 | 23.3 | 6.7 | 0.0 | 40.0 | 10.0 | 100.0 |
| 11.6 | その他 | | 36.2 | 25.5 | 8.5 | 0.0 | 10.6 | 19.2 | 100.0 |
| 7.8 | 私が全部 | | 30.0 | 40.0 | 13.3 | 3.3 | 13.3 | 0.0 | 100.0 |
| 0.0 | 残さなかった | | 83.3 | 16.7 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 100.0 |

出所「遺産動機と相続経験(郵政研究所月報 2003年3月)」
(第二経営研究部研究官 高橋 朋一)

② 法定相続人には遺留分がある

被相続人が自分の望む分配方法で相続をしようとする場合には、遺言書を残す必要があります。遺言書がないと、法律で決められた割合(法定相続分)を基準に相続人同士が話し合っって遺産の分割を行うことになります。

法定相続分は、相続人が配偶者と子供の組合せの場合は、配偶者が1/2、子供1/2(子供が複数いる場合は、1/2を子供の人数で割ったものが、子供1人当たりの法定相続分になります)と決まっています。

子供がいない場合は配偶者と被相続人の実の父母が、実の父母が亡くなっている場合は配偶者と被相続人の実の兄弟・姉妹が法定相続人になります。法定相続人として決められているのは、代襲相続人を除くと以上の人たちだけです。配偶者は必ず法定相続人になり、「子供、実の父母、実の兄弟・姉妹」は前に書かれている人がいないときに法定相続人になります。

代襲相続人とは、法定相続人が亡くなっていたときに、代わりに法定相続人となる人のことです。例えば、法定相続人が子供もしくは実の兄弟・姉妹の場合は、その子供が代襲相続人になります。実の父母の場合は、その親が代襲相続人になります。

遺言書があれば、法定相続分に従って相続する必要はないのですが、遺留分を侵害した配分を遺言書で指定する場合には留意が必要です。遺留分とは、法定相続人が受け取ることが出来る遺産の最低限の割合のことです。法定相続人が配偶者と子供の場合は、遺留分はそれぞれ1/4となります。

法定相続人が納得すれば、遺留分以下の割合で遺産を配分しても問題はありません。しかし、法定相続人が納得できない場合は、遺留分の割合に足りない金額を配分してもらえるように請求することが出来ます。

これを遺留分減殺請求と言います。つまり、法定相続人は遺留分を侵害するような配分が指定された遺言書を無効にすることが出来るのです。

遺留分減殺請求があると、遺産の配分をやり直すこととなります。その話し合いが上手くいかないと、家庭裁判所で争うことになってしまいます。このような事態を招かないためには、法定相続人の遺留分を侵害しない形で遺言書を書くことが必要です。被相続人が、どうしても遺留分を侵害するような割合で遺産を配分したいのであれば、遺留分を侵害される法定相続人と良く話をしないといけません。

【図表15】主な法定相続人の組合せと法定相続分・遺留分

| 法定相続人の組合せ | 法定相続分 | 遺留分 |
|------------------|----------------|----------------|
| 配偶者と子供 | 配偶者:1/2、子供:1/2 | 配偶者:1/4、子供:1/4 |
| 配偶者と被相続人の実の父母 | 配偶者:2/3、父母:1/3 | 配偶者:2/6、父母:1/6 |
| 配偶者と被相続人の実の兄弟・姉妹 | 配偶者:3/4、兄弟:1/4 | 配偶者:1/2、兄弟:なし |
| 配偶者のみ | 配偶者:全部 | 配偶者:1/2 |
| 子供のみ | 子供:全部 | 子供:1/2 |
| 被相続人の実の父母のみ | 父母:全部 | 父母:1/3 |
| 被相続人の実の兄弟・姉妹のみ | 兄弟:全部 | 兄弟:なし |

出所「遺産動機と相続経験(郵政研究所月報 2003年3月)」
(第二経営研究部研究官 高橋 朋一)

③ 特別受益・寄与分

特別受益・寄与分をどれくらい見るかということも、遺産配分のときの争いの原因になります。特別受益とは、法定相続人が被相続人から受けた特別の援助のことです。被相続人の生前に遺産を前渡しで配分されていた場合(これが特別受益です)は、それを考慮して遺産の配分を決めないと不公平になります。このため、法定相続人の中で特別受益を受けた者がいる場合は、特別受益分を相続財産に含めて配分をすることになります。

生活費の援助は、特別受益にはなりません。住宅取得費用や開業資金の援助は、特別受益になります。死亡

保険金は、みなし相続財産といって相続制を計算するときには相続財産に含めますが、基本的には受取人の固有の財産となります。このため、通常は特別受益にはなりません。しかし、あまりにも死亡保険金額が大きく、相続人間の遺産の配分に不公平が出る時には、特別受益となります。

特別受益の対象となるのは、法定相続人だけです。法定相続人以外が、被相続人から贈与などを受けていても、その分を相続財産には含みません。

寄与分とは、法定相続人が被相続人に対して行った貢献のことです。寄与分として認められるものには、次のようなものがあります。

- ・被相続人の事業を手伝って、被相続人の財産を増やした
- ・被相続人の介護をして、被相続人の財産が減ることを防いだ

具体的には、「父の仕事を無給で手伝った」、「被相続人のお店の改装に資金を提供した」、「娘が勤めを辞めて入院中の付き添いをした」といったケースが寄与分となります。ただし、「妻が夫の看護をした」といった場合は夫婦の当然の義務なので、寄与にはなりません。また、寄与分を主張できるのは、法定相続にだけです。法定相続人以外（例えば、子供の妻）が介護などの貢献をしても、寄与分を主張できないのです。

寄与分が認められた場合は、相続財産から寄与分を差し引いた金額を法定相続人の間で配分します。寄与した法定相続人は、寄与分を上乗せて配分を受け取ることが出来ます。

特別受益、寄与分に何が当たるのかは過去に判例がありますが、実際はケースバイケースですし、介護などの貢献は金額に算定が難しいので、争いになることが多いようです。このため、被相続人の生前に話し合いを持つことが大切です。

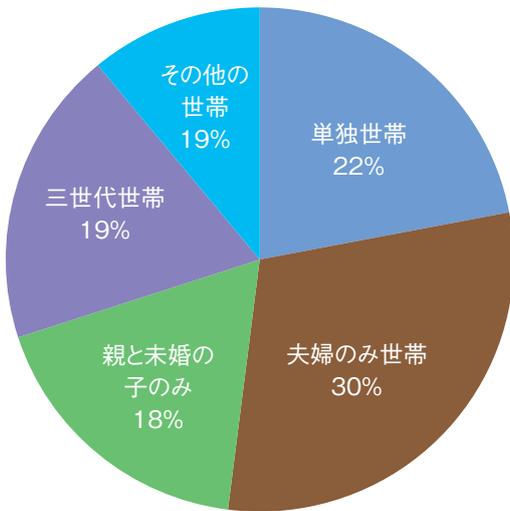
話し合いが上手くいきそうになれば、被相続人が遺言書を書く必要があります。そうすれば、被相続人は自分に貢献してくれた法定相続人に報いることが出来ますし、生前から話をしておけばより一層の貢献をしてもらうことができるかもしれません。思ったような貢献が得られない場合は、遺言書を書き換えればよいでしょう。

相続を上手く行うためには、相続財産を洗い出すだけでなく、特別受益・寄与分まで考慮し、相続財産の配分をシミュレーションしておくことが必要なのです。

被相続人が特に考慮したいと思うことは、自分の介護をしてくれた人のことではないでしょうか。介護の担い手は、以前は長男の嫁が典型的でした。現在は、高齢者のいる世帯が単独世帯（世帯人数が1人の場合）や夫婦のみの世帯が増えてきているので、介護の担い手も事業者の割合が増えてきています。ただし、三世代世帯の主な介護者は「子供の配偶者」が43.1%と最も多い比率を占めています。

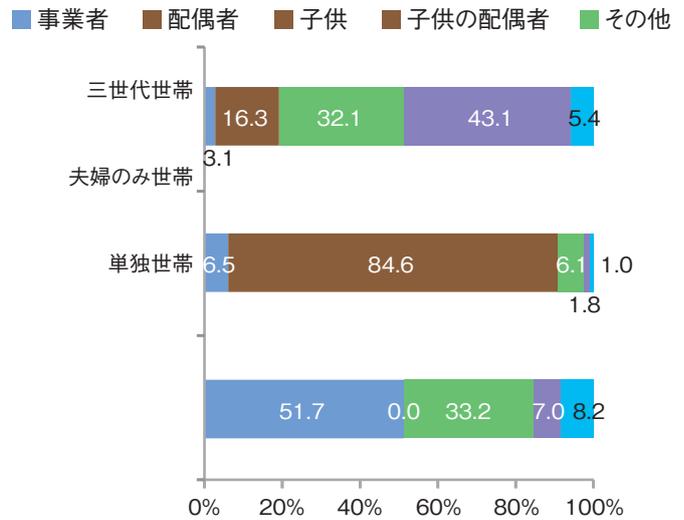
「子供の配偶者」は法定相続人ではないので、遺言書を書いておかないと相続財産の配分の際に考慮されません。被相続人が介護してくれた人に感謝の気持ちを示したい場合には、遺言書を書くこと必要だということです。

【図表16】 高齢者のいる世帯の構成割合



出所「平成21年国民生活基礎調査」(厚労省)

【図表7】 勢多井部類型別の主な介護者の続柄



出所「平成21年国民生活基礎調査」(厚労省)

④ 財産評価

相続財産を配分する際には、財産の評価をどうするのかも問題です。特に、問題になるのは、不動産です。相続税を計算するときには、土地は路線価で、建物は固定資産税評価額で評価します。路線価は、国税庁が決められている地価のことで、時価の 80% 程度で評価することが目安になっています。固定資産税評価額は、構造によっても変わりますが木造の場合、新築の時点では建てた価格の 50% 程度で評価され、3 年に 1 回の固定資産税評価額の見直しの時に減価償却分の金額が引かれていきます。

財産の配分を受ける人は、相続税での評価ではなく、時価で評価を受けたいと思うでしょう。遺留分の計算も時価で算出します。しかし、実際に売却してみなければ、本当の時価はわかりません。このため、周辺の取引事例などを参考に財産の評価を決めていくことになります。不動産の配分を受ける人は不動産の価値をできるだけ低い金額で評価されたいでしょうし、他の資産の配分を受ける人はできるだけ高く評価したいので、評価金額で争いが起こってしまうのです。

また、相続税の支払いがあるときは、相続税の納税金額の負担についても考慮しておく必要があります。相続税は相続を受けた割合に応じて、各相続人が支払うことになります。相続税の各相続人の負担金額は、相続税評価での配分割合に応じます。このため、時価と相続税評価額に差がある場合、時価で均等に遺産を配分すると、相続税の支払い金額に不公平が生じてしまうのです。

相続財産をすべて現金に換えてから配分すれば均等に配分できます。しかし、自宅を換金してしまうとそこに住んでいる相続人は困ってしまいます。また、相続の時に急いで財産処分を行おうとすると、相場よりも安い金額でし

か買い手しか見つからないかもしれません。土地の境界が隣の土地所有者と合意が出来ていないときは、境界の画定からしないといけなないので、分割協議の時点では土地が売却できていないかもしれません。相続税の支払いが必要な場合は、現金よりも不動産で保有していた方が相続税の支払い少なくとも済みます。

このように、換金できないケースや、換金が間に合わないケース、換金しない方が有利なケースなどあるので、様々な観点から財産を評価するとともに、境界未画定など問題がある資産がないか前もってチェックしておくことが必要でしょう。

3. 「相続について話したい」とみんなが思っている

最後に、相続について特に注意をしていないといけない人を整理しましょう。大きく分けると以下のようになります。

- ① 法定相続人で注意を要するケース
- ② 法定相続人以外の人に財産を残したいケース
- ③ 均等配分では問題が発生するケース
- ④ 均等配分が難しいケース（不動産が資産に占めるケースが多い）
- ⑤ 借金があるケース
- ⑥ 相続税が掛かるケース

① 法定相続人で注意を要するケース

法定相続人で注意を要するケースには、以下のようなものがあります。

- ・ 思わぬ人が法定相続人になるケース：子供がいない夫婦
- ・ 法定相続人に行方不明者がいるケース
- ・ 法定相続人に相続させたくない人がいるケース

「思わぬ人が法定相続人になるケース」で、特に想定されるのは子供がいない夫婦です。夫婦 2 人で子供がいない場合、夫の財産を妻はすべて相続できると思ってしまいがちですが、法定相続人に夫の実の父母、実の父母が亡くなっている場合は夫の実の兄弟・姉妹が法定相続人になります。

夫が遺言書を残しておかないと、妻は遺産の配分のために自宅を処分するということになる可能性もあります。夫の実の兄弟・姉妹には遺留分はないので、遺言書で「妻に財産を全て残す」と書いておけば妻にすべての財産を残すことが出来ます。

遺産分割は、法定相続人全員の同意が必要です。このため、法定相続人に行方不明者がいる場合は、失踪申告の手続きや不在者財産管理人の選任をしないが分割手続きが出来ません。

「法定相続人に相続させたくない人がいるケース」は、遺言書で取り分を減らすケースと相続欠格・相続廃除をする場合に分けられます。遺言書で取り分を減らすケースは、遺留分に配慮すれば減らすことはできるでしょう。遺留分さえも配分したくない場合は、相続欠格・相続廃除をする必要があります。

相続欠格は、故意に被相続人や相続人を殺害した場合や、詐欺・強迫で被相続人に遺言書を無理に書かせた場合にしかできません。事実がはっきりしていれば、相続欠格は裁判所の手続きを経ずに適用できます。

法定相続人が被相続人を侮辱した場合は、被相続人は家庭裁判所に法定相続人を相続廃除する申し立てをすることが出来ます。ただし、よほどでないといと相続廃除の申し立ては認められません。

② 法定相続人以外の人に財産を残したいケース

このケースは、以下のようなものです。

- ・お世話になった人に財産を残したいケース
- ・夫が先立ったが夫の両親と同居しているケース
- ・連れ子がいるケース
- ・独身者・血縁者いないケース

ここで特に注意が必要なのが、相続を受けられると思っていたのに、法定相続人でないケースです。この代表的な事例が「夫が先立ったが夫の両親と同居しているケース」と「連れ子がいるケース」です。両親が存命中に夫に先立たれた妻が、夫の両親の所有の家に住んでいる場合、妻はその家の相続権はありません。また、配偶者の連れ子は、法定相続人ではありません。このような場合、養子縁組の手続きをしておくのがよいでしょう。

独身者や血縁者がいないケースも注意が必要です。独身者は、自分の父母や兄弟・姉妹が相続人になります。血縁者がいない被相続人の場合、国に財産は行きます。お世話になった方が身近にいる場合は、遺言書を残しておくことが必要です。

①と②のケースで苦労しないためには、法定相続人と遺産を配分したい人を洗い出しておくことが必要です。

③ 均等配分では問題が発生するケース

このケースは主に以下の2つのケースが考えられます。

- ・主な財産が自宅しかない場合
- ・事業をしている場合

遺言書を書いても、法定相続人には遺留分の配分を受ける権利があります。このため、法定相続人に、相続分を遺留分以下にしてもらえるように話し合いをしておくか、最低でも遺留分に見合う配分が出来るように生命保険金を掛けるなどの準備をしておくことが必要です。

④ 均等配分が難しいケース（不動産が資産に占めるケースが多い）

不動産が資産に占める割合が多い場合は、均等に配分することが難しいので、対策が必要です。不動産して収益が生まれるか、不動産の一部を売却して少なくとも遺留分を侵害しない配分ができる対策をしておくことが必要です。

⑤ 借金があるケース

借金があるケースは、相続人が相続放棄をするかどうかを決めないといけないので、被相続人は借金の内容を整理しておかないといけません。住宅ローン、リフォームローン、事業のための借入れが特に大きな

借金でしょう。被相続人が死亡すると残債が完済される団体信用生命保険に入っている場合は、問題はありません。事業をしている場合は、借金を個人保証しているケースも多いので、借金内容を整理するところからはじめないといけな

しょう。

⑤ 借金があるケース

相続税が発生するときは、納税資金を準備する必要があります。納税準備の必要があるのか、ある場合はどの程度の準備が必要かをまず知る必要があるので、相続財産の洗い出すことが始めることが必要です。

最後に

相続対策は、多くの対策を組合せ、できるだけ早めに始めることにより大きな効果が得られます。直前にあわてて相続対策を行うと失敗する可能性が高くなりますので注意が必要です。相続対策は、ひとつ対策の効果は小さくても、多くの対策を組み合わせれば、リスクを分散させて大きな効果を生み出すことが可能ですので、そのためにもできるだけ早めに始めることをお勧めしています。まずはアセットドクターエクスプレスで相続診断や、どんな対策があるのか簡単シミュレーションで確認してみましょう。